

移動等円滑化取組計画書

令和6年6月26日

住所 東京都品川区東品川2丁目4番11号
野村不動産天王洲ビル

事業者名 日本航空株式会社
代表者名 代表取締役社長執行委員 鳥取 三津子

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

前提となる考え方

「誰もが旅を通じて、より豊かな人生を楽しめる社会の実現」を目指し、すべてのお客様に利用しやすい環境を提供させていただくべく、2019年8月に「JALグループアクセシビリティ向上に関するサービスポリシー」を定めた。

【JALグループ サービスポリシー】

私たちは、社員の基本的な考え方である「JALフィロソフィ」をベースとして、

1. すべてのお客様に、ストレスフリーを実現します
2. すべてのお客様に、さまざまな旅の選択肢を提供します
3. お客様や社会の皆さまと共に、旅を通じた楽しさ・豊かさを創出します

(1) 施設・機材について

機材更新やタラップの配備などを進めることで、バリアフリーを目指していく。具体的な計画は以下の通り。

- ・現在事業用に供している航空機は全て移動等円滑化基準に適合している。今後導入する機材についても全て移動等円滑化基準に適合したものとする。
- ・リフト付きタラップやパッセンジャーボーディングリフトの配備・更新を行う。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練について

ア 旅客支援：

- ・各空港ターミナルの改修に併せて、カウンター及びラウンジの意匠・レイアウト・動線を改善することで、利用しやすい空港施設を目指す。
- ・アクセシビリティ関連の航空インフラ整備に注力する。
- ・既存ツアーにおけるオプションを充実することで、旅の選択肢を増やし、移動にバリアを感じているお客様に安心して旅を楽しんでいただける環境を整える。
- ・空港ビルや公共交通機関、大学、各航空会社などとの協議を通じ、お客様がシームレスに移動できる環境の実現を目指す。

イ 情報提供：

- ・ 自社Webサイト上のサービス提供内容の充実などにより、お客さまが知りたい情報を集約し提供する。
- ・ 空港体験プログラムなどでの情報提供を積極的に行うことで、旅に対する不安な気持ちを解消する。
- ・ 移動にバリアを感じているお客さまに対し、旅の体験談や必要な情報を広く共有することで、さまざまな旅の楽しみ方の提案とバリアを解消し、心のバリアフリーを実現する。

ウ 教育訓練：

- ・ お客さま一人ひとりに寄り添った高品質で快適なサービスを提供するため、社員への心のバリアフリー教育の継続や接客部門の社員への接客スキル向上教育の改善など人財育成を強化する。
- ・ 車いす利用者が円滑に乗降できるよう、リフト付きタラップの適切な操作に関する教育を継続する。
- ・ 既に配備されている介助支援器具について適切に提供できるよう社員教育を継続する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
1. 機材の更新	・ 移動等円滑化基準適合機材5機の導入を計画。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
1. 乗降用設備を適切に使用するための教育の実施	・ 車いす利用者が円滑に乗降できるよう、リフト付きタラップの適切な操作に関する教育を継続する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
1. 利用しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ お手伝いを希望されるお客さま専用の空港手続きカウンターの 新設により、お客さまの利便性を高める。 対象空港：青森空港(2024年12月完成予定) 小松空港(2024年12月完成予定) 長崎空港 (2024年12月完成予定) 出雲空港 (2025年1月完成予定) 奄美空港 (2025年1月完成予定) 仙台空港 (2025年2月完成予定) 広島空港 (2025年3月完成予定) 松山空港 (2025年3月完成予定) 宮崎空港 (2025年2月完成予定) 石垣空港 (2025年3月完成予定) 宮古空港 (2025年3月完成予定) ・ 介助支援ツールの追加配備を進めることで、お客さまの利便性を高める。 ・ 必要なお手伝いやご要望をあらかじめご登録いただくことでスムーズにご旅行いただける「スペシャルアシスタンス登録サービス」の利用を促進し、ストレスフリーな環境を整える。
2. アクセシブルツーリズムの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動にバリアを感じているお客さまが安心して快適な空の旅をお楽しみいただくための支援ツールの開発及び採用検討に取り組む。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
1. お客さまが知りたい情報の確実な提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社Webサイト「お手伝いを希望されるお客さま」専用ページを改善するとともに、情報の更新を行う。
2. 情報共有による不安の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飛行機での不安を感じている方を対象に、空港カウンターでの手続きから搭乗までの一連の流れを体験できるイベント(JAL空港体験プログラム)を継続する。
3. 心のバリアフリー促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ より多くの方が旅に出るきっかけを作るため、自社媒体に必要な情報などを広く共有し、さまざまな旅の楽しみ方を提案する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<p>1. 心のバリアフリー実践</p> <p>2. 接遇品質(心のバリアフリーの理解・技術・知識)の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ JALグループ全社員を対象に、心のバリアフリーを理解するための動画教材を用いた社内研修を継続実施する。 ・ 障がいのある社員の活躍をテーマに当事者体験や社員交流をすることで社内の意識啓発を行うなど、心のバリアフリーを理解するための取り組みを継続的に行う。 ・ 全国の小・中・高・特別支援学校等で導入されている教育プログラム、また企業・団体・自治体・大学向けの研修プログラムとして、パラアスリートを中心とした障がいのある当事者と一緒に知る、学ぶ、体験するD&Iプログラムを提供している「あすチャレ!5事業」に協賛。あすチャレ!と連携した社内イベントを通じて心のバリアフリーの理解促進を継続する。 ・ 接遇を担当する部門において、国土交通省が定める接遇研修モデルプログラムを参考としたテキストを更新し、心のバリアフリーの理解を含め接遇スキルの向上を目的とした教育を継続する。 ・ 特例子会社JALサンライトに所属している聴覚障がいのある社員が講師となり、社内で「手話」を教える取り組みを継続。社員の手話スキル向上を目指す。 ・ 「誰もが安心して笑顔で旅を楽しめる」機内環境を実現するため、社内資格制度を継続展開し、機内における客室乗務員の対応力強化を目指す。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<p>1. 適正利用を促す わかりやすい表示</p>	<p>行政の案内に沿って、高齢者障がい者用等施設等の適正な利用の推進に向け、チラシやポスターなどを設置する。</p>

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者が多様な価値を發揮できる社会の実現を目指す世界的な活動である「The valuable 500」のコミットメントに則り、SDGs達成に向けたESG経営の取り組みの一つとしてアクセシビリティを推進する。 ・ 障がいのある社員の積極的な企画への参加を推進する。またお客さまからのフィードバックを商品・サービスに反映する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
・アクセシブルツーリズムの促進	(新規追加) 移動にバリアを感じているお客さまに安心して快適な空の旅をお楽しみいただくための支援ツールの開発及び採用検討に取り組む。	障がいのあるお客さまによりスムーズにご旅行いただけるよう、既存のサービスをさらに活用・推進していく目的で追加。

V 計画書の公表方法

当社ホームページで公表（お手伝いを希望されるお客さま専用ページ上でPDF版とテキスト版を公表）

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。